

平成15年9月12日

指導力不足教員等の人事管理に関する各都道府県・指定都市教育委員会の取組状況について（概要）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

I 調査の趣旨

学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、指導力が不足している教員の存在は、児童生徒に大きな影響を与え、保護者等の公立学校への信頼を大きく損なうものであることから、いわゆる指導力不足教員に対して継続的な指導・研修を行う体制を整えるとともに、分限制度を的確に運用することが必要である。

このため、文部科学省では「指導力不足教員に関する人事管理」に関する調査研究事業を、平成13年度、平成14年度に全ての都道府県・指定都市教育委員会に委嘱したところである。

本調査は、この調査研究事業について、各教育委員会における取組状況の調査を実施するとともに、併せて希望降任制度、条件附採用制度についても調査を実施したものである。

なお、文部科学省では、平成14年にも同趣旨の調査を行い、同年12月にその結果を公表している。

II 調査対象・調査時点

47都道府県教育委員会及び12指定都市教育委員会を対象として、平成15年4月1日現在の取組状況について調査を実施した。

※2①については、平成15年9月1日現在

III 調査結果の概要

1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

① 指導力不足教員の定義について

平成15年4月1日現在、いわゆる指導力不足教員について、定義を定めている教育委員会は47、今後定める予定が12となっている。

② 指導力不足教員の認定手続き等について

平成15年4月1日現在、指導力不足教員の認定手続き等に関する各都道府県・指定都市教育委員会における検討・取組状況は以下のとおりである。

ア. 判定委員会等を設置している教育委員会が27、設置予定が32

イ. 判定委員会等の構成員（予定を含む）については、医師を含める教育委員会が22、弁護士を含める教育委員会が20、保護者を含める教育委員会が7

ウ. 判定基準を設けている教育委員会が32、設ける予定が22

エ. 指導力不足教員の判定に当たって、対象となる教員本人から意見聴取を行う手続きを設けている教育委員会が36、設ける予定が20

オ. 指導力不足教員に関する人事管理システムについて、校長や教員等に対する周知（手引書や冊子の作成等）を行っている教育委員会が35、行う予定が22

2 人事管理システムの運用状況

① 人事管理システムの運用実績

平成15年9月1日現在、指導力不足教員に関する人事管理システムを運用し、指導力不足教員の認定、決定等の措置（以下「認定」という）の実施状況については以下のとおりである。

実施状況	該当数	該当都道府県・指定都市名
平成15年4月1日までに実施済	23	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、広島県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県、千葉市、北九州市、福岡市
平成15年4月～9月1日の間に実施済	10	岩手県、栃木県、新潟県、石川県、山梨県、三重県、奈良県、岡山県、熊本県、広島市
平成15年9月～12月の間に実施予定	8	茨城県、福井県、長野県、鹿児島県、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市
平成16年1月～3月の間に実施予定	18	青森県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、富山県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、大分県、札幌市、川崎市、横浜市、神戸市

② 指導力不足教員に対する認定、措置等の状況

指導力不足教員（認定を行った者に加え、認定を行っていないが、指導力不足を理由として人事上の措置を行った者を含む）に対する措置等の実施状況は以下のとおりである。

(単位：人)

	認定	研修	現場復帰	転任	退職		分限処分		
					諭旨退職	依願退職	免職	降任	休職
12年度	65	52	18	0	0	22	0	0	0
13年度	149	119	39	0	0	38	0	1	7
14年度	289	226	94	0	0	56	3	1	15

3 希望降任制度について

① 希望降任制度の実施状況

平成15年4月1日現在、校長・教頭等を対象とした希望降任制度を実施している教育委員会は19となっている。

② 希望降任した人数

全国における希望降任の実施状況は以下のとおりである。

(単位：人)

	総数	校長から教頭に降任	校長から教諭に降任	教頭から教諭に降任	その他
12年度	3	0	0	3	0
13年度	25	0	2	23	0
14年度	49	0	2	44	3

4 条件附採用について

平成14年度（平成14年4月1日から6月1日）に採用された公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教諭、助教諭、講師（非常勤講師、臨時的任用職員、期限を付して任用した職員を除く）のうち、1年間の条件附採用期間を経て正式採用とならなかった者の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

教育公務員特例法第13条の2の規定による不採用	4
依願退職	94
うち、不採用の決定を受けての依願退職	(13)
うち、病気を理由とする依願退職	(15)
死亡	2
分限免職	0
懲戒免職	2
合計	102

【参考】

条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の数の推移

(単位：人)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
不採用	0	0	0	1	1	4
依願退職	36	34	48	33	52	94
うち 不採用決定者	—	—	—	—	—	(13)
うち 病気による者	(6)	(5)	(11)	(5)	(14)	(15)
死亡	2	1	3	2	1	2
分限免職	1	1	0	0	0	0
懲戒免職	2	1	0	3	1	2
合計	41	37	51	39	55	102
(参考) 採用者数全体	15,957	13,594	11,310	10,517	12,106	15,980

※平成13年度以前においては、不採用の決定を受けて依願退職した者の数は調査していない。

平成15年9月12日

指導力不足教員等の人事管理に関する各都道府県・指定都市教育委員会の取組状況について

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

学校教育の成否は、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、教員として適格な人材を確保することは重要な課題である。このような中、児童生徒との適切な関係を築くことができないなどの指導力が不足している教員の存在は、児童生徒に大きな影響を与えるのみならず、保護者等の公立学校への信頼を大きく損なうものである。

このため、各都道府県・指定都市教育委員会においては、いわゆる指導力不足教員に対し継続的な指導・研修を行う体制を整えるとともに、必要に応じて免職するなどの分限制度を的確に運用することが必要である。

文部科学省においては、このような人事管理システム作りを促進するため、「指導力不足教員に関する人事管理」に関する調査研究事業を、平成12年度には16府県・指定都市教育委員会、平成13年度及び平成14年には、全ての都道府県・指定都市教育委員会へ委嘱した。

この委嘱事業を受け、各都道府県・指定都市教育委員会においては、協力者会議等を設けて検討を進め、調査研究の成果をとりまとめて頂いたところである。

今般、平成15年4月1日現在の各都道府県・指定都市教育委員会における取組状況について調査を実施するとともに、併せて希望降任制度、条件附採用制度についても調査を実施したものである。

なお、文部科学省では、平成14年にも同趣旨の調査を行い、同年12月にその結果を公表している。

1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況（表1参照）

①指導力不足教員の定義について

平成15年4月1日現在、いわゆる指導力不足教員の定義に関する各都道府県・指定都市教育委員会の検討・取組状況については、既に定義を定めている教育委員会が47、今後、定義を定める予定の教育委員会が12となっている。

②指導力不足教員の認定手続き等について

平成15年4月1日現在における指導力不足教員の認定手続き等に関する各都道府県・指定都市教育委員会における検討・取組状況については、以下のとおりである。

ア、判定委員会等の設置については、既に、判定委員会等を設けている教育委員会が27、今後、判定委員会等を設ける予定の教育委員会が32となっている。

イ. 判定委員会等の構成員については、医師を含めている教育委員会が22、弁護士を含めている教育委員会が20、保護者を含めている教育委員会が7、教職員を含めている教育委員会が4となっている。また、校長経験者、教育委員会事務局職員、民間企業勤務の者、大学教授等の学識経験者等を構成員としている教育委員会もある。

ウ. 判定基準については、既に、判定基準を設けている教育委員会が32、今後、判定基準を設ける予定の教育委員会が22となっている。なお、判定基準を設ける予定がないとしている教育委員会も、1年間かけて詳細に教員の状況を把握するなど、慎重な手続きを経て判断を行うこととしている。

エ. 指導力不足教員の判定に当たって対象となる教員本人から意見聴取を行う手続きの有無については、既に、このような手続きを設けている教育委員会が36、今後、このような手続きを設ける予定の教育委員会が20となっている。

オ. 指導力不足教員に関する人事管理システムについて、校長や教員等に対する周知の実施（手引書や冊子の作成等）については、既に、周知を行っている教育委員会が35、今後、周知を行う予定の教育委員会が22となっている。

2 人事管理システムの運用状況

(1) 人事管理システムの運用実績

①人事管理システムを運用している教育委員会

平成15年9月1日現在において、指導力不足教員に関する人事管理システムを運用し、指導力不足教員の認定、決定等の措置（以下「認定」という）を行った実績について調査したところ、その結果は以下のとおりである。

実施状況	該当数	該当都道府県・指定都市名
平成15年4月1日までに実施済	23	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県 京都府、大阪府、広島県、徳島県、香川県 高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県 千葉市、北九州市、福岡市
平成15年4月～9月1日の間に実施済	10	岩手県、栃木県、新潟県、石川県、山梨県 三重県、奈良県、岡山県、熊本県、広島市
平成15年9月～12月の間に実施予定	8	茨城県、福井県、長野県、鹿児島県、仙台市 名古屋市、京都市、大阪市
平成16年1月～3月の間に実施予定	18	青森県、秋田県、山形県、福島県、群馬県 富山県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県 山口県、愛媛県、福岡県、大分県、札幌市 川崎市、横浜市、神戸市

上記のとおり、平成15年9月1日現在において、33教育委員会が既に人事管理システムの運用を開始しており、また、平成15年度中には、調査研究を委嘱した全ての都道府県・指定都市教育委員会において指導力不足教員の認定が行われ、人事管理システムの運用が開始される予定である。

②指導力不足教員として認定をした人数（表2-1、表2-2、表2-3参照）

①において認定を行っているとは回答した23の教育委員会において、実際に認定を行った人数は、以下のとおりである。

平成12年度	65名
平成13年度	149名
平成14年度	289名

なお、平成14年度に認定を受けた289名のうち79名は、平成15年度から新たに研修等の措置を受けることとなる。

(2)指導力不足教員に対する措置等の状況（表2-1、表2-2、表2-3参照）

指導力不足教員（認定を行った者に加え、認定等を行ってはいないが、指導力不足を理由として研修等の人事上の措置を行った者を含む）に対する措置等の状況について調査したところ、その概要は以下のとおりである。

①研修実施者数※

指導力回復等のために研修を行っている人数は、以下のとおりである。

平成12年度	52名
平成13年度	119名
平成14年度	226名

※ 学校において通常の授業・校務を行っている者を除く

②現場復帰した者の数

指導力不足教員として認定等を行った教員、又は指導力不足を理由として①の研修を行った教員のうち、現場復帰（学校において通常の授業、校務を行うことを指す）した人数は、以下のとおりである。

平成12年度	18名
平成13年度	39名
平成14年度	94名

③転任等を行った者の数

指導力不足を理由として教員以外の他の地方公務員の職に転任等（地教行法第47条の2の規定による免職・採用、本人の同意の上での退職・採用を含む）を行った人数は、平成12年度、平成13年度、平成14年度いずれも0名となっている。

④退職した者の数

指導力不足を理由として地方公務員を退職（論旨免職、依願退職のことを指すものであり、分限・懲戒免職は含まない）した人数は、以下のとおりである。

平成12年度	22名
平成13年度	38名
平成14年度	56名

なお、これらの者は全て依願退職であり、論旨免職は0名である。

⑤分限処分を行った者の数

指導力不足を理由として分限処分（免職、降任、休職）した人数は、以下のとおりである。

平成12年度	0名
平成13年度	8名（降任1名、休職7名）
平成14年度	19名（免職3名、降任1名、休職15名）

⑥認定等の前に退職した者の数

指導力不足教員として認定を行う前の段階において、事実上指導力不足を主な理由として退職したと考えられる者の人数は、以下のとおりである。

平成12年度	1名
平成13年度	11名
平成14年度	30名

3 希望降任制度について（表3参照）

①希望降任制度の実施状況

平成15年4月1日現在における、校長・教頭等を対象とした希望降任制度の実施状況について調査したところ、その結果は以下のとおりである。

- ア 希望降任制度を実施している教育委員会が19
- イ 今後、希望降任制度を実施することを予定している教育委員会が6
- ウ 希望降任制度を実施する予定のない教育委員会が8
- エ 希望降任制度を実施するかどうか未定である教育委員会が26

②希望降任した人数

全国における希望降任の実施状況は以下のとおりである。

(単位：人)

	総数	校長から 教頭に降任	校長から 教諭に降任	教頭から 教諭に降任	その他
12年度	3	0	0	3	0
13年度	25	0	2	23	0
14年度	49	0	2	44	3

なお、降任を希望した理由について個々の事情を調査してはいないが、職務上の理由のほか、健康上の理由や、家庭の事情によるものが考えられる。

4 条件附採用について（表4参照）

地方公務員の採用については条件附採用制度がとられており（地方公務員法第22条）、一般の地方公務員の条件附採用期間は通常6ヶ月間であるが、児童生徒の教育に直接携わる教諭・助教諭・講師については、その職務の専門性から6ヶ月間での能力実証では不十分として、教育公務員特例法第13条の2により条件附採用期間が1年間とされており、かつその

間に初任者研修を受けることとなっている。

平成14年度（平成14年4月1日から6月1日）に採用された公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教諭、助教諭、講師（非常勤講師、臨時的任用職員、期限を付して任用した職員を除く）のうち、1年間の条件附採用期間を経て正式採用とならなかった者の状況について調査したところ、102名が該当しており、その内訳は以下のとおりである。

(単位：人)

教育公務員特例法第13条の2の規定による不採用	4
依願退職	94
うち、不採用の決定を受けての依願退職	(13)
うち、病気を理由とする依願退職	(15)
死亡	2
分限免職	0
懲戒免職	2
合計	102

【参考】

条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の数の推移

(単位：人)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
不採用	0	0	0	1	1	4
依願退職	36	34	48	33	52	94
うち 不採用決定者	—	—	—	—	—	(13)
うち 病気による者	(6)	(5)	(11)	(5)	(14)	(15)
死亡	2	1	3	2	1	2
分限免職	1	1	0	0	0	0
懲戒免職	2	1	0	3	1	2
合計	41	37	51	39	55	102
(参考) 採用者数全体	15,957	13,594	11,310	10,517	12,106	15,980

※平成13年度以前においては、不採用の決定を受けて依願退職した者の数は調査していない。

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

【ア:既に実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定】

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知		
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公務員			実施状況	具体的方法	
1 北海道	ア	病気・障害以外の理由により、児童生徒との人間関係を築くことができないなど児童生徒を適切に指導することができないため、当該教員が担当すべき授業を他の教員が分担して行うなどの状況にある者のうち、継続して特別な指導・研修を要すると認定された者	ア	○	○	○		大学教授			イ	ア	ア	各市町村教育委員会教育長及び各道立学校長会議等において資料を配付し、周知徹底を図った。
2 青森県	ア	教員に求められる資質能力に課題があり、児童生徒を適切に指導できないため教育活動に支障をきたし、児童生徒に対する責任を果たせないことから、研修を講じる必要のある教員。ただし、疾病を理由とする場合を除く。	イ								エ	イ	イ	
3 岩手県	ア	専門性や社会性に問題を有しており、児童生徒を適切に指導できないなど、教員としての責務を果たしていない者	ア	○	○			大学教授、退職教職員、民間企業役員			エ	ア	ア	各県立学校長及び市町村教育長に対し「指導力不足教員に関する人事事務取扱要綱」及び「教員の資質向上を目指して～指導力向上支援・指導の手引き」を配布し、教職員への周知を依頼した。
4 宮城県	ア	疾病以外の理由により、教員に求められる資質能力に課題があるため、次の各号のいずれかに該当し、児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっている教員 一 教員としての使命及び職務への自覚が不足し、日常的な職務の遂行に支障を来していること 二 児童又は生徒の心を理解する能力に欠け、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないこと 三 教員としての力量を高めようとする意欲がなく、向上心を持って教養を磨こうとはしないこと 四 教科・領域等に関する専門的な知識、技術等が不足したり、指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができないこと 五 保護者、地域社会及び関係諸機関と信頼関係を築くことができず、教育活動に必要な連携・共同を行うことができないこと 六 他の教職員と協調して学校運営に参加しようとする態度が見られない又は校務処理を適切に行うことができないこと	ア	○	○			臨床心理士、民間企業、教育関係有識者			ア	ア	ア	指導力不足等の取り扱いに関する規程運用規準を作成し手引き書に替えている。
5 秋田県	イ		イ								イ	イ	イ	

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

【ア:既に実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定】

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知		
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公募			実施状況	具体的方法	
6	山形県	イ								イ	イ	イ		
7	福島県	イ								イ	イ	イ		
8	茨城県	ア	学習指導上、生徒指導上又は学級（ホームルーム）経営上において問題があり、児童生徒に対する指導を適切に行うことができないことから、研修等特別の措置を必要とする教員	イ							ア	ア	ア	指導力不足教員への対応の手引「教員の指導力向上を目指して」を作成し全公立学校へ配布
9	栃木県	ア	指導不適切教員とは、精神疾患以外の理由により、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員をいう。	イ							イ	イ	ア	教育委員会規則に基づく制度について全校長を対象とする研修会を実施
10	群馬県	ア	病気以外の理由で、児童生徒の指導において教員としての指導力等に課題を有するため正常な教育活動が行えず、学校の教育活動に支障をきたしており、人事上の措置が必要とされる教員	イ							ア	ア	ア	「指導力不足教員の人事管理調査研究(報告書)」を各学校に配布
11	埼玉県	ア	病気等以外の理由で児童又は生徒を適切に指導できないため、授業その他の教育活動に当たらせることなく研修に専念させる措置を講ずる必要のある教員	ア	○				元中学校校長、元高等学校校長		ア	ア	ア	指導不足教員に係る人事管理制度についての通知を平成13年6月11日付けで発し、周知徹底を図った。
12	千葉県	ア	特別に指導力の向上を要する教員とは、疾病等以外の理由で、児童生徒を適切に指導できないため、研修等の措置を講じて、特に指導力の向上を図る必要があると決定された教員をいう。	ア					教育庁教育振興部の部課長7名に、必要に応じて学識経験者等に参加を願う		ア	ア	ア	要綱の説明資料を配布し、校長研修会等で説明を行う。

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

【ア:既に実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定】

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知	
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公募			実施状況	具体的方法
13 東京都	ア	精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する者で、人事上の措置を要すると決定された教員①教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者②指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者③児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者④上記①～③に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない者	ア	○	○			大学教授		ア	ア	ア	全校長に「指導力不足等教員等への対応に関する指針」を配布した。
14 神奈川県	ア	授業が成り立たない、児童・生徒指導が適切に行えないなど指導力が不足している教員及び教員としての資質に問題のある教員	ア	○				学識経験者(大学教授など)		イ	ア	ア	各県立学校長及び市町村教育委員会に「指導力不足教員等への指導の手引き」を平成12年9月に配付した。さらに、平成14年7月に県立学校長を招集した会議の場で周知徹底を図った。
15 新潟県	イ		イ							イ	イ	イ	
16 富山県	イ		イ							イ	イ	イ	
17 石川県	ア	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2の規定に基づき、「児童又は生徒に対する指導が不適切であること」「研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること」のいずれにも該当する教員をいう。	イ							ウ	イ	イ	
18 福井県	ア	学習指導、生徒指導、学級経営等にかかる指導力等に課題を持ち、教育公務員としての責務を十分に果たせないため、人事上の特別な措置を必要とする教員	イ	○	○		校長	学識経験者(大学教授など)		イ	イ	イ	

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

【ア:既に実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定】

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知			
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公募			実施状況	具体的方法		
19	山梨県	ア	授業が成立しないなど指導力が不足している者、他との人間関係がつかれなかったり、教員としての意欲や使命感に欠けたりするなど、教員としての資質能力に問題のある教員	イ							○	ア	ア	ア	各地教委、公立学校校長への説明会実施、県立学校、公立小中学校に手引き書3冊、パンフレット全教職員配布
20	長野県	ア	学習指導、生徒指導、学級経営など教員としての専門性に問題があり、また、児童生徒、同僚、保護者、地域住民等と信頼関係が築けないため、教育活動に支障をきたし、児童・生徒に対する教育の責任が果たせない教員	イ								イ	イ	イ	
21	岐阜県	ア	指導力が不足している等の理由により、児童及び生徒の指導並びに保護者等への対応が適切に行えない等、教員としての職務を円滑に遂行できないため、特に人事上の措置を要する教員。ただし、心身の故障により職務を円滑に遂行できない者は除く。	ア					教育次長、総合センター長、参事、総務課長、学校人事課長など			ア	ア	ア	「資質の向上を必要とする教員の人事管理に関する取扱要綱」を市町村教育委員会、各小中学校に通知、また各高等学校長に通知。また、教育長会、高校長会の場合を使って趣旨や取扱についての周知
22	静岡県	ア	病気・障害以外の理由で、児童生徒の指導に際し著しく適切さを欠き、継続的な職務の遂行に支障をきたすため、人事上特別な措置が必要と決定された教員	ア	○	○	○		学識経験者(大学教授等)		○ 職種は公表	ウ	ア	ア	①関係する規程・要綱等は校長にすべて通知。校長から一般教員に説明。②「実態把握記録簿」の記入例とともに記入方法について手引き書を作成し、校長に説明
23	愛知県	ア	傷病以外の理由で、指導力不足等により児童生徒を適切に指導できないため、人事上の措置を必要とする者	ア	○	○			教育次長、管理部長、学習教育部長、総合教育センター所長			ア	ア	ア	「指導力向上を要する教員について」の通知文(方針、取扱要綱、認定手続、判定基準)を各学校、教育機関へ周知した。

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

[ア:既の実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定]

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知		
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公表			実施状況	具体的方法	
24	三重県	ア	学習指導、生徒指導・学級経営にかかる指導力に課題を持つ者、教育公務員としての資質に課題を持つ者、児童生徒に対する教育への期待にこたえられないため支援その他の措置を必要とする教員	イ							ア	ア	ア	対応に関する要綱を定めるとともに、「指導力不足等教員の対応に関する手引き」を作成し、それを元に県立校長会、教育事務所長会等で説明を行った。
25	滋賀県	ア	専門性に関わって課題を有し、児童生徒を適切に指導できない教員	ア	○	○			校長経験者、企業取締役社長、大学教授		ア	ア	ア	「教員の指導力向上をめざして」(指導力に課題を有する教員への指導の手引き)を作成し、県立学校長と市町村教育委員会教育長への説明・配布をした。
26	京都府	ア	児童生徒の指導において、その人間性、社会性、専門性にかかわって指導力に課題を有し、そのため、学校教育に寄せられる期待にこたえられず、教育公務員としての責任を十分に果たせていない教員	ア	○	○	○	公立学校校長会の代表、教員の代表	学識経験者、スクールカウンセラー、市町村教育委員会の代表		ア	イ	ア	平成13年5月に管理職向け啓発資料として「教員の資質能力の向上に向けて」という冊子を府内全校長に配布し、周知を図った。
27	大阪府	ア	①指導力に関し支援を要する教員②指導力不足教員③適格性を欠く教員④疾病等により指導力が発揮できない教員	ア	○	○			学識経験者、企業関係者、学校教育関係者、報道関係者		ウ	ア	ア	「指導力不足等教員への支援及び指導の手引き」により周知
28	兵庫県	ア	指導力向上を要する教員とは、児童生徒の学習指導・学級経営・生徒指導、あるいは児童生徒・保護者との人間関係において著しく適切さを欠くため、教育活動に支障をきたし、研修等必要な措置を講ずる必要がある者。ただし、病氣休暇中の者及び健康管理審査会の管理下にある者は除く。	イ							イ	イ	エ	

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

【ア:既に実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定】

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知	
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公認			実施状況	具体的方法
29	奈良県	ア	学習指導・生徒指導・学級経営等において、適切な指導ができなため、児童生徒や保護者の信頼を得ることができず、校内で継続的な指導を行っても改善が見られない教員	ア	○	○		学識経験者(大学教授・民間企業人事担当者)		ア	ア	ア	指導力不足教員等への対応の手引きを作成
30	和歌山県	ア	疾病等を自覚し治療に専念する者以外で、指導に適切さを欠くため、学習指導、生徒指導、学級経営その他の教育活動において、職務遂行に継続的に著しく支障をきたし、人事上の特別な措置が必要とされる者とする。	イ						ア	ア	イ	
31	鳥取県	ア	教員としての資質、専門的知識や技術が不足していたり、教育公務員としての自覚と責任感、社会性・適格性が不足していることにより、学習指導や生徒指導、学級経営等において、適切に指導力が発揮できず、教育への責任が果たせない教員	イ	○			法律に関する有識者、学識経験者、教育関係団体の代表者		ア	ア	イ	
32	島根県	イ		イ						イ	イ	イ	
33	岡山県	ア	1 教員としての専門性に起因して、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員 2 教員としての人間性、社会性及び資質に起因して、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員 3 前二号に掲げる事由以外の事由に起因して、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員	ア					○	ア	ア	ア	「指導の手引き」作成配布
34	広島県	ア	児童又は生徒に対する指導が不適切で、この要綱(指導力不足教員の取扱いに関する要綱)に基づいて研修等必要な措置を講ずる必要があると認定された者	ア	○	○	○	学識者、校長経験者、民間企業関係者		ア	ア	ア	各教育事務所を通じて各市町村教育委員会へ、また、県立学校長へ「指導力不足等教員対応システムについて」教育長通知を发出し周知を図った。併せて、報道関係者へも情報を提供し広く県民に周知を図っている。

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

【ア:既に実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定】

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知		
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公表			実施状況	具体的方法	
35	山口県	イ	(参考:調査研究会議で提言された定義) 「児童生徒を適切に指導できないため、特に人事上の措置を必要とする教員。ただし、適格性に欠けることや精神性疾患であることが明らかな教員は除く。」	イ							イ	イ	イ	
36	徳島県	ア	精神医学的問題に原因のある者を「心の問題を抱える教員」とし、それ以外の①学習指導、②生徒指導、③学級(ホームルーム)経営、④その他の教育活動において問題が有り、適切な指導ができないため児童生徒の教育に支障を来しており、人事上の措置を必要とされる者	ア	○	○			教育次長、教職員課長、学校教育課長、教育研修センター所長		ア	ア	ア	「新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究会」の報告書として、地教委、学校へ配布。また、地教委教育長及び小・中・県立学校長を招集し、説明会をもった。
37	香川県	ア	指導力や適格性に問題があり、児童生徒を適切に指導できないため、人事上の措置を要する教員	ア	○	○			学識経験者		ア	ア	ア	「指導力不足教員などへの対応マニュアル」を作成し県下配布。また職員会議等においてシステムを全教職員に周知するよう指導。各地域の校長会等で説明を行う。
38	愛媛県	ア	「指導力不足等教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する教員をいう。 (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員 (2) 指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員 (3) 児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない教員 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育活動を進める上で、教員としての責任を果たせていない教員	イ							イ	ア	イ	

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

[ア:既の実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定]

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知			
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公表			実施状況	具体的方法		
39	高知県	ア	①勤務意欲や指導力に問題がある者②資質や適格性に問題のある教員③疾患等に問題がある者	ア	○	○		現職の校長(小・中・高・盲聾養護学校各名)	現職の市町村教育長及びそのOB		○	ア	エ	ア	問題の程度や内容について、3つのカテゴリに分けて、分析、分類を加えていく表と、その問題点と管理職の指導や本人の認識、子どもや保護者の意見をクロスさせる表を全教育委員会と全学校に配布している。
40	福岡県	ア	教員として、適切な学級経営・学習指導・生徒指導ができず、あるいは、児童・生徒、保護者、地域、同僚等との人間関係が築けないため教育活動に支障をきたし、児童・生徒に対する教育への責任が果たせない教員	イ								イ	イ	イ	
41	佐賀県	ア	病気以外の理由で、児童・生徒を適切に指導できないため、特に人事上の措置を要すると判定された教員	ア	○	○			教育長、副教育長、教職員課長、教職員課参事及び人事担当者			ア	ア	ア	・調査研究会議の報告書を県内各公立学校及び教育関係機関に配布した。 ・教育センターや学校内での研修の手引き等を作成している。
42	長崎県	ア	疾病以外の理由で、児童又は生徒を適切に指導できないなど教育活動に支障があり、判断基準に照らして、県教育委員会が特に研修を要すると認定した教員	ア							○	ア	ア	ア	市町村教育長、県立学校長に「指導力不足教員等対策」を記した文書を通知し、全教職員への周知を図った。また、マスコミ等にも公表し、広く県民にも周知した。
43	熊本県	ア	指導力不足教員等とは、学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができないため、または教員としての資質に問題があるため、教育活動に著しく支障をきたし児童生徒への教育の責任が果たせない教員をいう。	イ	○	○	○		学識経験者、企業代表			ア	ア	ア	「指導力教科研修制度」の冊子、概要版パンフレットを配布

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

【ア:既に実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定】

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知		
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公務			実施状況	具体的方法	
44	大分県	ア	イ								ア	ア	ア	「指導が、不適切な教員への支援の手引」の学校への配布及び周知
45	宮崎県	ア	ア						○	ア	ア	ア	「指導力向上のための手引き」の冊子を、校長手持ち資料として配付し、周知を図っている。	
46	鹿児島県	ア	イ								ア	ア	ア	規則及び要綱について関係機関に通知した。

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

【ア:既の実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定】

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知	
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保健士	エ 教職員	オ その他	カ 非公務			実施状況	具体的方法
47 沖縄県	ア	病気等以外の理由で、指導力不足等により児童生徒を適切に指導できないため、特に研修等必要な措置を要すると認定された教員	ア	○	○			大学教授、教育庁関係職員(教育次長、県立総合教育センター副所長、県立学校教育課長、義務教育課長)、県人権擁護委員連絡連合会長、県PTA連合会長		ア	ア	イ	
48 札幌市	イ		イ							イ	エ	イ	
49 仙台市	イ		イ							イ	イ	イ	
50 千葉市	ア	疾病以外の理由で児童又は生徒を適切に指導できないため、研修等の措置を講じて特別に指導力の向上を図る必要があると決定された教員	ア					学校教育部長、総務課長、教育センター所長他		ア	ア	ア	パンフレットを配布し校長から教員に説明
51 川崎市	ア	指導力向上のための研修や指導助言を受けてもなお授業が成立しない、児童生徒指導が適切に行えないなど、学校教育における責任が果たせない教員	イ							イ	イ	イ	
52 横浜市	イ		イ							イ	イ	イ	
53 名古屋市	ア	学習指導、生徒指導、学級経営等において指導力が不足していたり、意欲や使命感が乏しかったりするため、児童等を適切に指導できない教員を「指導力向上を要する教員」と定義した。	イ							ア	ア	ア	「中間報告」「最終報告」を各学校に配布し、それを校長が一般教員に周知

表1 指導力不足教員に関する人事管理システムの検討状況

【ア:既に実施等 イ:今後予定している ウ:実施等の予定なし エ:未定】

都道府県・指定都市名	指導力不足教員の定義		2判定委員会等の設置状況	3判定委員会等の構成員						4判定基準	5本人からの意見聴取	6教員等への周知	
	1定義の有無	具体的定義		ア 医師	イ 弁護士	ウ 保護者	エ 教職員	オ その他	カ 非公表			実施状況	具体的方法
54 京都市	ア	教員として必要な学習指導、生徒指導面の資質や学級経営能力が不足あるいは欠如しているため、子どもたちの心身を傷つけたり、保護者の疑問・不安・不信を招く指導を繰り返し、「学級崩壊」や「授業不成立」などのように、子どもたちが教育の成果を享受できない状況、いわゆる「教育阻害状況」を生じさせている教員	ア		○	○	校長	総務部長、 人権擁護 委員、臨床 心理士		イ	エ	ア	研究協力者会議の検討結果をまとめた報告書を作成し管理職、関係機関等に配布し周知徹底を図っている。
55 大阪市	イ		イ							イ	イ	イ	
56 神戸市	イ		イ							イ	イ	イ	
57 広島市	ア	指導力や適格性に問題があり、または疾病等が原因で児童生徒に対し適切な指導ができないため、人事上の措置等が必要であると認定された教員	イ							ア	ア	ア	「最終報告」を各学校に配布し、それを校長及び教員に周知
58 北九州市	ア	教育活動に支障のある者について、下記の区分に応じ、判定委員会で指導力不足教員として判定された者 ①教員としての使命感や責任感に欠ける②子どもの立場に立った対応や教育的愛情に欠ける③基本的知識や指導の工夫に欠ける④保護者や地域との適切な対応ができない⑤学校運営への参加意識や協働姿勢に欠ける⑥疾病等により指導力が欠ける⑦上記①～⑥以外の区分により教育活動に支障がある	ア	○	○	○		教育委員 会事務局 職員		ア	ア	ア	中間報告書、最終報告書の配布
59 福岡市	ア	学習指導、生徒指導、学級経営や学校経営への参画や協力を適切に行うことができないため、学校現場に問題が生じているのにこれを適正・迅速に解決できない状況があり、特別の研修等を講じることにより、その指導力の改善を早急に図る必要のある教員	ア					教育委員 会事務局		ア	ア	エ	
合計	ア:47 イ:12 ウ:0		ア:27 イ:32 ウ:0 エ:0	22	20	7	4	27	6	ア:32 イ:22 ウ:3 エ:2	ア:36 イ:20 ウ:0 エ:3	ア:35 イ:22 ウ:0 エ:2	

表2-1 指導力不足教員に対する措置等の状況(平成12年度)

(単位:人)

都道府県・指定都市名	認定者総数	研修	現場復帰	転任	退職		分限処分			認定前の退職者数
					論旨免職	依願退職	免職	降任	休職	
宮城県	3	3								
千葉県		1								
東京都	13	13	2			4				
神奈川県	25					1				
広島県	5	5				1				
高知県										1
福岡県		13	11			2				
佐賀県	19	4	2							
川崎市		3	2							
京都市		9				14				
広島市		1	1							
北九州市										非公表
合計	65	52	18	0	0	22	0	0	0	1

注:研修等の人事上の措置を行った人数には、認定者以外的人数も含む

表2-2 指導力不足教員に対する措置等の状況(平成13年度)

(単位:人)

都道府県・指定都市名	認定者総数	研修	現場復帰	転任	退職		分限処分			認定前の退職者数
					論旨免職	依願退職	免職	降任	休職	
宮城県	5	5								
秋田県		2	2							
埼玉県	5									
千葉県		3								
東京都	26	25	1			5			3	
神奈川県	64	9				7			3	
大阪府	2									11
和歌山県		3	2			1		1		
広島県	15	15	6			3			1	
香川県		非公表	非公表							
高知県	14	14	1			3				
福岡県		13	12			1				
佐賀県	15	4	4							
鹿児島県		1	1			1				
沖縄県		2	2							
千葉市		1	1							
川崎市		2	1							
横浜市		3	3							
京都市		13				16				
広島市		1	1							
北九州市	3	3	2			1				非公表
福岡市										
合計	149	119	39	0	0	38	0	1	7	11

注:研修等の人事上の措置を行った人数には、認定者以外的人数も含む

表2-3 指導力不足教員に対する措置等の状況(平成14年度)

都道府県・指定都市名	認定者総数	研修	現場復帰	転任	退職		分限処分			認定前の退職者数
					諭旨免職	依願退職	免職	降任	休職	
北海道	4(3)	1								
宮城県	4(0)	4	2			1				
秋田県		2	2							
栃木県		4								
埼玉県	7(2)	5	4							
千葉県	9(9)	6	5			1				
東京都	31(0)	30	8			7			2	
神奈川県	51(5)	16	6			10	1		6	
岐阜県	2(0)	2	2							
静岡県	8(2)	5	2			3				
愛知県	10(10)									
滋賀県	8(3)	4				1				
京都府	30(5)	10	7			7	1			
大阪府	9(0)	9	4			3		1		15
和歌山県		2	2							
島根県		1								
岡山県		6	4			2				
広島県	25(0)	24	7			4			1	5
徳島県	3(3)						1			
香川県	24(19)					1			4	3
高知県	16(0)	16	4			2			2	7
福岡県		16	16							
佐賀県	13(0)	4	4			1				
長崎県	2(0)	2	1							
大分県		6								
宮崎県	5(0)	5	1			1				
鹿児島県		1	1							
沖縄県	3(3)									
千葉市	7(3)	9	1							
横浜市		5	4							
京都市		24				11				
広島市		1								
北九州市	12(6)	6	5			1				非公表
福岡市	6(6)		2							
合計	289(79)	226	94	0	0	56	3	1	15	30

注1:研修等の人事上の措置を行った人数には、認定者以外の人数も含む

注2:()は平成15年度から新たに研修等を受けることになる者の内数

表3 希望降任制度について

都道府県・指定都市名	希望降任の実施状況	①総数			②校長→教頭			③校長→教諭			④教頭→教諭			⑤③以外の降任			
		年度	12	13	14	12	13	14	12	13	14	12	13	14	12	13	14
1	北海道	予定なし															
2	青森県	実施			2							2					
3	岩手県	未定															
4	宮城県	予定なし															
5	秋田県	未定															
6	山形県	未定															
7	福島県	実施			2							2					
8	茨城県	未定															
9	栃木県	未定															
10	群馬県	実施			1					1							
11	埼玉県	予定あり															
12	千葉県	未定			2								2				
13	東京都	実施	19	20					1			18	20				
14	神奈川県	未定															
15	新潟県	未定															
16	富山県	未定															
17	石川県	未定															
18	福井県	予定あり															
19	山梨県	予定なし															
20	長野県	未定															
21	岐阜県	実施			1											1	
22	静岡県	未定															
23	愛知県	未定															
24	三重県	実施			2							2					
25	滋賀県	実施															
26	京都府	実施			3							1					
27	大阪府	予定あり														2	
28	兵庫県	実施	1		2						1		2				
29	奈良県	未定			1							1					
30	和歌山県	実施			2							2					
31	鳥取県	未定															
32	島根県	未定															
33	岡山県	未定															
34	広島県	予定あり															
35	山口県	未定															
36	徳島県	予定なし															
37	香川県	実施															
38	愛媛県	予定なし															
39	高知県	実施			1							1					
40	福岡県	実施															
41	佐賀県	予定なし															
42	長崎県	予定あり															
43	熊本県	未定															
44	大分県	未定															
45	宮崎県	実施															
46	鹿児島県	予定あり															
47	沖縄県	未定															
48	札幌市	予定なし															
49	仙台市	未定															
50	千葉市	予定なし															
51	川崎市	実施															
52	横浜市	実施			1							1					
53	名古屋市	未定															
54	京都市	実施	2	6	4				1		2	5	4				
55	大阪市	未定															
56	神戸市	未定															
57	広島市	未定															
58	北九州市	実施			4					1		3					
59	福岡市	実施			1							1					
合計			3	25	49	0	0	0	0	2	2	3	23	44	0	0	3

表4 条件附採用について

都道府県・指定都市名	正式採用と ならなかった 者の人数	事由別人数						
		ア 13条の2	イ 依願退職	エ		ウ 死亡	エ 分限免職	オ 懲戒免職
				不採用→ 依願退職	病気で依願 退職			
1 北海道	4		3			1		
2 青森県	1		1					
3 岩手県	0							
4 宮城県	3		3					
5 秋田県	1		1					
6 山形県	1		1		1			
7 福島県	1		1	1				
8 茨城県	1		1					
9 栃木県	0							
10 群馬県	0							
11 埼玉県	1		1					
12 千葉県	4		3			1		
13 東京都	39	1	38	10	7			
14 神奈川県	7		7		1			
15 新潟県	2		2	1	1			
16 富山県	0							
17 石川県	1		1					
18 福井県	0							
19 山梨県	0							
20 長野県	0							
21 岐阜県	6		6		2			
22 静岡県	0							
23 愛知県	0							
24 三重県	0							
25 滋賀県	1							1
26 京都府	0							
27 大阪府	1	1						
28 兵庫県	2		1					1
29 奈良県	0							
30 和歌山県	0							
31 鳥取県	0							
32 島根県	0							
33 岡山県	0							
34 広島県	0							
35 山口県	0							
36 徳島県	0							
37 香川県	1		1					
38 愛媛県	0							
39 高知県	0							
40 福岡県	0							
41 佐賀県	1		1					
42 長崎県	0							
43 熊本県	2	1	1	1				
44 大分県	0							
45 宮崎県	2		2		1			
46 鹿児島県	1		1					
47 沖縄県	1	1						
48 札幌市	2		2					
49 仙台市	0							
50 千葉市	1		1					
51 川崎市	0							
52 横浜市	13		13		2			
53 名古屋市	0							
54 京都市	2		2					
55 大阪市	0							
56 神戸市	0							
57 広島市	0							
58 北九州市	0							
59 福岡市	0							
合計	102	4	94	13	15	2	0	2

指導力不足教員289人 昨年度認定

※後

子どもへの適切な指導や不足教員と認定して、いた。学級運営がでないことをとが十二日、文部科学省の理由で、二十三の都道府県 調査で分かった。このした・政令市の教育委員会が昨 認定制度は今年度中に全国年度、公立小、中、高校などで実施されるため、認定数の計二百八十九人を指導力不足と認定する見込みだ。

文科省は、二〇〇一年度のうち四十七都道府県昨年度から都道府県・政令市の五 までで、それぞれ指導力不足の認定を定め、一七七教員が認定方法などを検討す 要が精神科医なども含む判 要が求めており、認定制 定委員会を設け、二十三教 度の創設を促している。こ 要が制度の準備を始めた。

昨年度、指導力不足と認定された教員は、神奈川県 五十一人、東京都 三十二人、京都府 三十一人、計 一八八 十九人、二〇〇〇年度は六 十九人、二〇〇一年度 四十九人で、昨年度は同省 が調査を始めてから増多、 教える力がなく授業が成り 立たない教員や、身勝手な 校長らの助言も聞かされな 十四人が学校に復帰した。 一方で、認定を受けたこと による理由に昨年度は復帰 した教員は五十六人、神 不採用決定を受けた。この うち十三人が復帰し、この 認定は約一万六千人だっ たが、指導力不足などを連 由に、条件付き採用期間が 切れる年度末に十七人が、 任用決定を受けた。

分限免職、勤務実績 の不足や心身の故障な どを理由に、公務員を辞め させると、同様の理由で する不利処分の中には、「休職」「降任」よりも重 い。「分限」は「一般」の身 分を意味する。不採用なら けり、復帰期間と認定、 選考会が実施される。

指導力不足教員2倍に

289人分限免職、初の3人

02年度文科省調査

都道府県と政令指定郡市の教育委員会が二〇〇二年度に「指導力不足」と認定した公立の小中学校の教員は二百八十九人となり、前年度の百四十九人からほぼ倍増したことが十二日、文部科学省のまとめで分かっ た。

三人は教員の適格性を著しく欠くとして分限免職処分になった。指導力不足を理由とする分限免職は初めて。

省は二〇〇〇年以降、各 たのは十九人で、内訳は教員に対し指導力を判定 する「人事管理システム」づくりを求めてき た。システムの整備が進 いた。シスターの整備が進 いた。指導力不足と認定さ された教員も増えている形 だ。

〇二年度に指導力不足と認定されたのは二百二十 六人で前年度からは倍増 に増えた。研修後に学校 へ復帰したのは九十 四人。

二入を含む計四十九人で 前年度の二十五人の倍、 のは百一十人だった。内訳 〇二年度に採用された は依願退職九十四人、不 採用四人、懲戒免職二 人、死二人。

指導力不足の認定例

【小学校】

- 基礎的な知識や技術が不足。算数の計算問題や漢字など間違いを教えることが多い
- 宿題を出しても見ない。自分の価値観と感情のみを優先させて児童に接することが多い
- 児童の要求を聞き入れすぎて振り回されている。家庭訪問が必要な時でも保護者に電話しかしない
- 個々の児童の実態を十分把握せず、一方的な授業をする
- 他人の意見を聞こうとせず、自分の非を認めない。指摘されると逆に攻撃的になる

【中学校】

- 生徒の発達段階や学力の状況を考慮できない。生徒の目を見て話すことができない
- 生徒が心配するほど指導内容に誤りが多い。成績処理で間違いを繰り返す
- 授業中、生徒を見ず、黒板を向いて一方的に授業をする

【高校】

- 生徒を見ず、黒板に向かって説明する。ほとんどの生徒が私語をしても注意しない。生徒全員が教室から抜け出しても、気に留めず黒板に向かって授業を続けた
- チームティーチングでサブティーチャーとして生徒に声掛けができない。同僚とも会話せず、準備室に閉じこもりがち

反面教師

③ 読者 ?

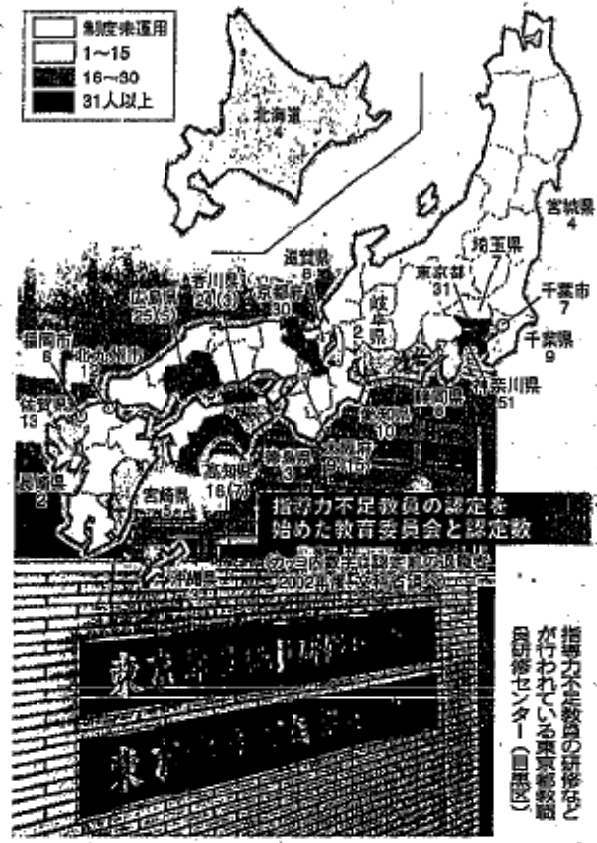
届いた先生は、教室から遠くを。指導力不足教員を認定する制度が全国で急進的に広がっており、認定を受けて教壇を降りた教員が昨年度、過去最多となった。だが文科科学省の調



査でわかった。子どもが適切な教科書を選び、適切な環境を確保し、適切な機会を、いかに確保していくか。

東京社会部 丸山 一
大阪社会部 吉田 一
本文記者 一面

教委が判定▼模擬授業の研修



指導力不足教員の認定制度とは、どんな制度なのか。全国に先駆けて一九九七年度から同制度を始め、東京府教委の場合、問題のケースがある。校長の報告を受けた市区教委や都教委が実施する研修を必要とする。研修を要する。その上で必要が認められれば、都教委が人事部などの担当課による判定会を実施。判断基準に照らし、医師の意見も聞き、指導力不足と認定するかどうかを決める。

先行実施の東京都

教員の定数は、「教科の知識不足や指導方法が不適切で、学習一ス」が多い。今年度は都内で指導を適切に行えない「見学生徒の心を理解する能力」意欲に欠けており、学級運営や生活指導が適切に行えない「一」な。だ。長期コースでは年に四回、在籍していた学校で授業を行い、指導力不足が改善したかどうか、都教委が「審査」を受ける。一年間が経つと、身障十名、カスティング研修」を受け、都の研修センターに四回、一年間通う「長期コース」の毎週一回の「通所コース」、都の数は約六万五千人。認定対象に含めていく。

指導力不足認定制度

教委は昨年度、三千一人を指導力不足と認定したが、認定は二度に行っており、大半は、学校での指導改善が認められていない。認定の標準は、なかなか難しく、「同センター」が実施。都道府県によって指導力不足を認定する制度の在り方は異なり、全国最多の五十一人を認定した神奈川県教委は、判定は市町村教委が実施されている。指導力不足教員への対応は、研修センターで行う。研修センターは、指導力不足教員への対応は、研修センターで行う。研修センターは、指導力不足教員への対応は、研修センターで行う。

教壇で酒臭い

大阪府教委は昨年度、八人の教員を指導力不足と認定し、校外研修を命じた。「エタも研修が分らない」と言っている。「酒臭い指導」が問題とされている。府立高校で指導する四十歳の男性教員には、保護者が「どうした言博が書かれた。注意しても改善しないため、指導力不足と認定し、府教委センターで研修させた。

入試が解けず

合格者の平均点が約十六点も下回る二十四点以下となっていた。結局、この教員は今年六月、「学力不足」で免職となった。このほかの七人については、三人が依願退職し、三人は研修センターで研修を受けた。

書類を作れず

昨年、大阪府教委は、教員一人も担任処分にした。校長からの指示や命令を再三三度、保護者同様の書類を提出し作成できなかったり、重要な会議への出席を逃れたりしたためだ。

指導力不足教員と認定された具体例

- 【小学校】
 - 基礎的な知識、技術不足で、算数の計算問題や漢字などで間違いを教える。
 - 児童の要求を聞き入れ過ぎて振り回されている。家庭訪問が必要な時でも、電話しかしない。
 - 宿題を出しても見ない。自分の価値観と感情のみを優先させて児童と接することが多い。
- 【中学校】
 - 生徒の発達段階や学力を考慮せず、生徒の目を見て話すことができない。
 - 保護者の意見に耳を傾けず、校長の指示にも従わない。
- 【高校】
 - 授業中、生徒の方を見ない。生徒全員が教室を抜け出して、黒板に向かって談々と授業を続けた。
 - 生徒に声をかけられない。同僚とも会話せず、準備室に閉じこもる。

かつてはタブー視

指導力不足教員への対応は、研修センターで行う。研修センターは、指導力不足教員への対応は、研修センターで行う。研修センターは、指導力不足教員への対応は、研修センターで行う。

会議を忘れる

大阪府教委の調査では、認定された教員は、研修センターで研修を受けた。研修センターは、指導力不足教員への対応は、研修センターで行う。

判定基準の開示が必要

教員のカウンセリング経験が豊富な河村茂雄、都府文科大教授の話「指導力不足教員には、もともとコミュニケーション能力が欠けているタイプと、以前はそれほど問題がなかったのに、現代っ子、への対応がうまくできないタイプがある。今後、今年度から二級教員として別の高校に振り分けられる。

認定されたのは、大半が前者のタイプの教員ではないか。今後は、後者のタイプの教員も認定対象になってくるだろう。教育委員会は、まじめな教員を心理的に圧迫することがないように、具体的な判定基準を開示することが必要だ。

■指導力不足教員、2年間で24人増

02年度中に授業や生徒指導の面で「指導力不足」とされた公立学校の教員が、手続きを定めて「認定された23教育委員会」で89人上ったことが、文部科学省の調査分かった。同省が認定度を設けて人事管理を定めるよう指導した結果、01年度より140人、02年度と比べるより24人も増えた。

毎日29面

指導力不足の教員倍増

昨年度 23教委289人、226人研修

1/3増

適切な授業やクラス運営を行うことができないいわゆる「指導力不足」と認定された教員が平成十四年度に百八十九人となり、前年度からほぼ倍増したことが十二日、文部科学省の調べで分かった。指導力不足を認定する判定委員会が稼働している二七の教育委員会についてまとめた。指導力不足教員は、認定制度が導入された十二年度が六十五人、十三年度は百四十九人で、制度整備が進むにつれて顕在化している。

文科省は十二年度から教員の指導力不足への対応に乗りだし、各教委に指導力を判定する「人事管理システム」づくりを求めてきた。この四月までに、調査を実施した四十七都道府県と十二政令

指定都市の計五十九の教育委員会のうち「指導力不足」を認定する判定委員会を設置していたのは二十七教委だった。今年度中には五十九教委すべてで判定委が整備される見込みで、問題教員の数はさらに増えそうだ。

文科省のまとめによると、「指導力不足」と認定された教員のうち、認定後に依願退職したのは十四年度は五十六人(前年度三十八人)、任命権者の判断による免職や休職といった分限処分を受けた人は十九人(同八人)だった。

また、人事を柔軟に運用する試みとして導入が進んでいる「希望降任制」は十九教委が取り入れており、自ら望んで教頭に降任した校長・教頭は四十九人だった。「教頭になったものの、向かなかった」「自分の病気や親の介護」といった理由が中心だったが、「教頭は生徒と接する時間が少ない。もっと生徒の近くにいたい」と降格を希望した教頭もいたという。

さらに、条件付きで採用された新人教諭で一年後に正式採用されなかった人が初めて百人を超えた。これは全採用者の0.6%。うち、東京、大阪、熊本、沖縄で各一人が「教員の資質に欠ける」などとして不採用になったほか、十三人が不採用決定後に依願退職した。

黒板に授業／会話ができない／基礎知識ない

黒板ばかり見ている教員にも注意をしない。生徒師、教室に閉じている教員が教室から抜け出し、文科省のまとめでも、気がとめず黒板に向かって授業を続けているという。別の教諭は生徒に声がかかれず、同僚とも会話ができません、準備室に閉じこもっていたという。

計算や漢字などで間違いを教えるといった基礎的な知識や技術が足りない例や、「宿題を出して見ない」「家庭訪問が不要なときも、保護者に電話しがない」「教諭がいた。

誤りが多い」「校長の指示に従わない」「生徒の目を見て話すことができない」といった例もあった。

今回のまとめの中には含まれていないが、指導力不足教員について東京都教委は今年三月、指導力が足りないとして三年

ある高校教諭のケースでは、黒板ばかりを見て授業を行い、生徒を全く見ない。生徒が私語をし

小学校では、「算数の配

分限免職処分 規律や義務違反に対して科される懲戒免職処分に対し、不適格行為の継続などにより職員としての身分を失わせるために科す処分。懲戒免職と異なり退職金は支給される。

間研修を受けさせた小学校教員三人を、「研修しても教職を続けるには不適格」と教職から外した。大阪府教委は六月、八十満点の高校入試問題で二十四点しか取れなかった「学力不足」の高校教諭教諭を分限免職処分にした。

289教員が「指導力不足」

昨年度認定 初の免職処分3人

授業をきちんとできなかつたり、保護者との意思疎通が十分はかれなかつたりして教育委員会から指導力不足と認定された公立学校教員が、昨年度は289人だったことが12日、文部科学省のまとめでわかった。うち3人は初めて分限免職処分を受けていた。今年度中には都道府県と政令指定都市の全60教委で認定の仕組みが整う予定で、人数はさらに増える見通し。(37面に関係記事)

文科省は00年度、教員分限処分も含む人事管理

システムづくりを指示。各教委は、判定委員会の設立や、判定基準の検討を進めてきた。

289人は、昨年度までにシステムの運用を始めた23教委で認定された。00年度は5教委の計65人、01年度は9教委の計149人で、運用の広がりによって大幅に増加。都道府県別では神奈川県が51人で最も多く、東京都31人、京都府30人と続いている。

こうした手続きを経て、19人が指導力不足を理由に分限処分を受けた。神奈川県、京都府、徳島県で、それぞれ1人が免職。ほか1人が降任、15人が休職にされた。指導力不足を理由とする依願退職は56人。研修は226人が受け、現場復帰した教員は94人だった。

文科省は、校長や教頭が自ら望んで降格する「希望降任制度」の実施状況も調査した。今年4月現在で制度があるのは19教委。昨年度は16教委で計49人が利用した。校長から教諭への降任は2人、教諭から教諭へは4人、その他3人だった。

指導力不足教員

基準の客観性に課題

認定・免職・流れ加速

「指導力不足教員」を認定して研修を受けさせ、場合によっては免職にする動きが一段と進んできた。12日、文部科学省がまとめた昨年度のデータが裏付けている。ただ、このように基準で認定するのだから、いかに厳しくも厳し過ぎないかがわかっていない。

(一画参照)

指導力不足教員の認定例 (文科省による)

- 【小学校教諭】
- 基礎的な知識や技術が不足。計算問題や漢字など間違いを教えることが多い
 - 児童の要求を聞き入れすぎて振り回されている。家庭訪問が必要などでも保護者には電話しかしない
 - 他人の意見を聞かず自分の非を認めない。指摘されると逆に攻撃的になる
- 【中学校教諭】
- 生徒の目を見て話すことができない
 - 生徒が心配するほど指導内容に誤りが多い。成績処理に間違いが繰り返される
 - 授業中、生徒の方を見ず、黒板の方を向いて一方的に授業をする
- 【高校教諭】
- 授業中、生徒が私語をしても注意しない。全員が教室から抜け出したが、気にとめず黒板に向かって授業を続けた
 - 授業をしても生徒に声をかけられず役割が果たせない。同僚とも会話をせず閉じこもりがちになる

昨年度に指導力不足と認定された教員は289人で、このうち3人が初めて分限免職となった。その1人は徳島県の40代の高校教諭で、英語を担当していた。教委によると、教室に入っていくきなり目覚めることがたび重なるなどし、生徒や保護者から不審が出ていたため、「指導力不足」と認定。学外で1年間の研修を受

指導力不足教員の認定数 (文科省まとめ、一は未調査)

02年度	01年度	00年度
447	551	311
931	264	1325
512	111	111
2810	111	111
830	215	111
925	1415	111
324	1415	111
1613	2537	111
1325	3712	111
637	126	111
289	149	85

道県別認定数 (02年度)

北海道	1
青森県	1
岩手県	1
秋田県	1
山形県	1
福島県	1
茨城県	1
栃木県	1
群馬県	1
埼玉県	1
千葉県	1
東京都	31
神奈川県	51
新潟県	1
富山県	1
石川県	1
福井県	1
岐阜県	1
静岡県	1
愛知県	1
岐阜県	1
長野県	1
山梨県	1
東京都	31
神奈川県	51
静岡県	1
愛知県	1
岐阜県	1
長野県	1
山梨県	1
徳島県	1
高知県	1
福岡県	1
佐賀県	1
熊本県	1
大分県	1
鹿児島県	1
沖縄県	1

けのこのを義務づけた。ところが研修には最初の一白来ただけで、「自己で研修した方が効果的だ」と拒み続けた。このため昨年8月、免職にした。研修に來ななかったが研修に足りないこととして、職務命令を反したことが処分原因」と教委は説明する。

高熱の子放置

もう一人は、京都府の50代の養護学校教諭。府教委によると、高熱の子どもの時間を放棄したり、子どもの提出物を添削せずに捨てたりしていた。隣の一人は神奈川県教委だ。ただ、同教委は処分について「懲戒処分と違い、分限処分は個人の資質の問題なので、ブライパシーの観点からいって許さないとしている。

昨年度の統計には入っていないが、今年6月には大阪府教委が「教諭としての指導力が低い」として、府立高校の数学の教諭を分限免職にした。その後、数は増えていくのは必至だ。

定義まちまち

認定には客観性と公平性が求められるが、「指導力不足」の定義は、各教委でまちまちだ。

青川県は「指導力や適性」に問題があり、児童生徒を適切に指導できなかったため、人事上の措置を要する教員。宮城県では六つの具体的な項目を挙げて「いずれかに該当し、児童生徒が安心して学校生活を営むことができない」としている。

宿題を出しても見ない

生徒の抜け出し気にせず

指導力不足 教員503人

1/3 昭39

「指導力不足教員」として認定された教員の例

- ＜A県＞
 - ・専門的知識のみならず、基礎的な知識や技術が不足している。算数の計算問題や漢字など間違いを教えることが多い（小学校）
 - ・宿題を出しても見ない。自分の価値観と感情のみを優先させて児童に接することが多い（小学校）
 - ・児童の要求を聞き入れ過ぎて、振り回されている。保護者との連携は、家庭訪問が必要などきでも電話しかしない（小学校）
 - ・生徒が心配するほど指導内容に誤りが多い。また、成績処理に間違いが繰り返される（中学校）
 - ・授業中、生徒の方を見ず、黒板に向かって淡々と説明する。ほとんどの生徒が私語をしても注意しない。生徒全員が教室から抜け出したが、何も気にとめず、黒板に向かって授業を続けた（高校）

- ＜B県＞
 - ・習字の児童の実態を十分に把握せず、一方的な授業を行う（小学校）
 - ・他人の意見を聞こうとせず、非を認めない。指摘されると、逆に攻撃的になる（小学校）
 - ・保護者の意見や指摘に耳を傾けない。校長の指示や指導にも従わない（中学校）
 - ・チームティーチングでサブティーチャーとして授業をしても、生徒に声かけができず、効果が果たせない。同僚とも会話をせず、準備室に閉じこもりがちになる（高校）

「自分は教頭には向いていない」。文科省の調査では、校長や教頭が自ら希望して一般の教員などに降任したケースは、「希望降任制度」を採用している十九教委で、昨年度までの三年間に計七十七人上ることも明らかになった。

同制度では教頭から教員に降任するケースが圧倒的に多く、七十七人中

校長・教頭向かぬ

自ら降任 77人

七十人上る。半面、望降任制度を採用する予校長から教頭への降任は定。ゼロ、校長から一般の教員への降任は計四人。民は八教委、二十六教委は個人を除き校長は教頭職 未定としている。

同省は「介懐など家庭のやむを得ない事情もある。管理職への向き不向きを考慮しているが、教員も充実した仕事を求めている」ともみられる。今後は六つの教委が希には肯定的な立場だ。

授業や生徒指導の上で「指導力不足」と認定された公立小中高校の教員は昨年度までの三年間で、二十三の教育委員会の分だけで累計で五百三十一人上ることが十二日、文科省の調査で分かった。十五教委について初めて調査した昨年十二月より百四人、二六・一%の増加。宿題を見なかったり生徒全員が教室から抜け出したのに気にも留めず黒板に向かって授業を続けた教員もいた。

昨年度まで3年間、文科省調査

「研修後に復帰」半数以下

二十三日教委で指導力不足は指導力不足を理由に免

文科省によると、全国 今年度内には残る二十五十九の都道府県と政令 六の自治体もすべてシス 指導力不足の認定を教員に 別に分ると、神奈川県が 百四十人で最も多く、東 百二十六人まで一気に増 えた。

足とされた教員は昨年度 累計で三百九十七人。し 職となったのは、神奈川 の一年間だけで二百八十 九人。こうした教員は被 償増えたのは百五十一 教委で一人ずつの計三 数年度にわたり指導力不 人。大阪府は教頭一人を 足と認定されるケースも 一般教頭に降任処分とし あり、二〇〇〇年度から 十六人上った。認定シ した。休職処分となったの の三年間では累計で五百 ステムを採用する教委が は三年間で計二十一 三人。一教委平均で二十 増加するのに合わせて、研 修を命じられる教員数も 急増。二〇〇〇年度は五 法では、教員は採用され てから一年間は身分保障 が適用されない条件つき 採用期間（初任研修） を経て正式採用となる が、昨年度に採用され た 一万五千九百八十人のう ち、研修を命じられたの 「分限処分」で、昨年度 指導力不足を理由に 不採用となったのは四 人。休職処分が九十四人 死に二人、違法行為な どをして懲戒免職になっ たのが二人の計百一人。